

# 年金改革に関する有識者調査 (結果の概要)

平成15年5月

厚生労働省 年金局

# 目 次

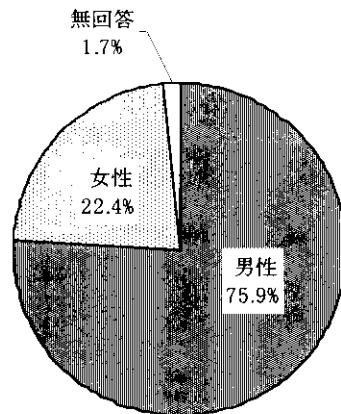
	ページ
1. 「年金改革に関する有識者調査」のあらまし .....	1
2. 調査結果 .....	11
3. 調査票（単純集計結果） .....	41

# 「年金改革に関する有識者調査」のあらまし

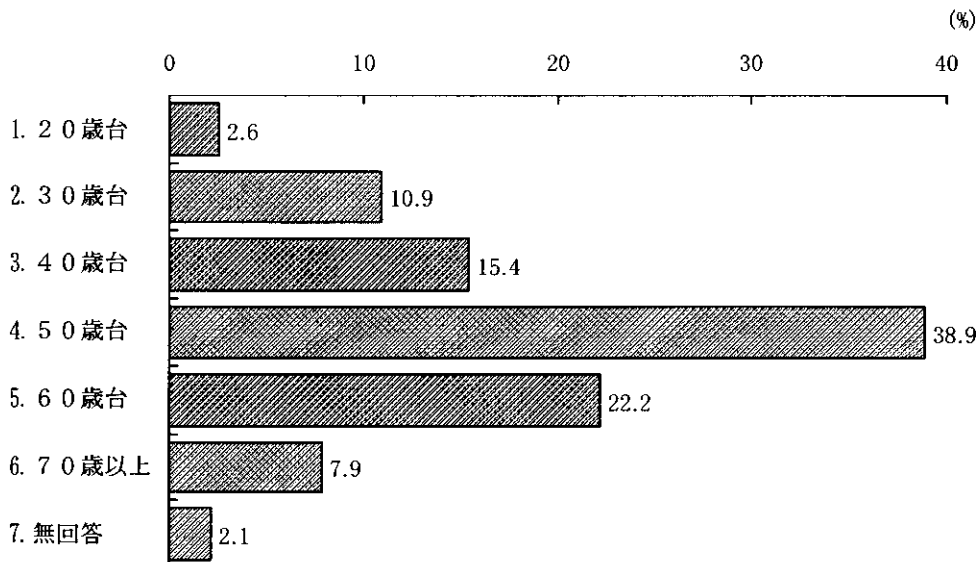
## 【調査の概要】

1. 調査の目的 年金制度のあり方について、各界有識者の意見を聴き、次期年金制度改正の参考に資する。
2. 調査対象 有識者 2,400名  
〔学識者、年金実務、報道・評論、経済界、労働界、農林水産・自営業、青年、女性団体等、行政機関の各分野より〕
3. 調査時期 平成15年3月～4月
4. 調査方法 郵送による調査票の発送・回収
5. 回収状況 有効回答数 1,238名 (有効回答率 51.5%)

(性別)



(年齢別)



## 【結果の概要】

### 1. 公的年金の基本的な考え方 — 老後の生活設計について（問1）

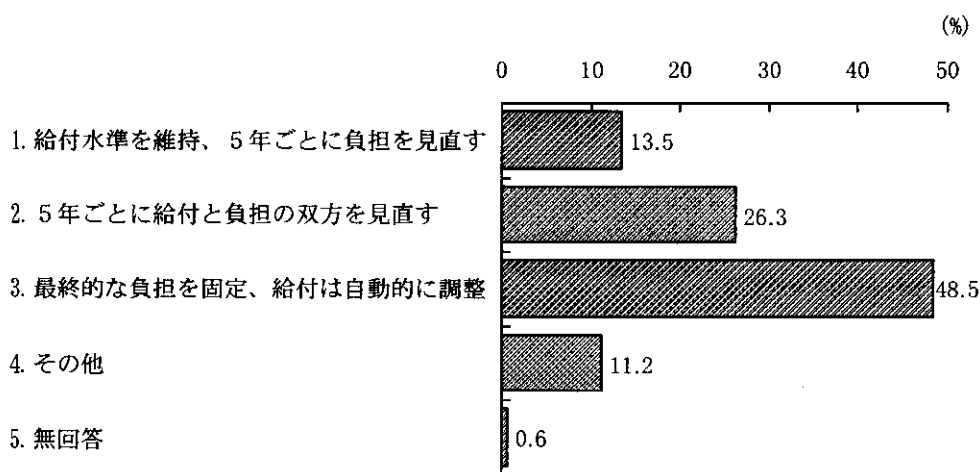
- ◇ 老後の生活設計について、77.7%の人が「公的年金を基本とし、これに、企業年金や個人貯蓄等の、公的年金以外の自助努力を組み合わせるべき」としている。およそ4人に3人余りの人が公的年金と自助努力の組合せを望ましい姿として考えており、「公的年金のみによって老後の生活が保障されるべき」（15.3%）や「公的年金以外に自助努力によって老後に備えるべき」（3.3%）を大きく上回っている。

### 2. 年金の給付と負担の在り方について

#### （1）人口や経済の変動に応じて給付と負担を見直す方法について（問2）

- ◇ 人口や経済の変化に応じて、給付と負担の水準を調整する方法については、「最終的な保険料水準を固定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化の進行等に応じて、一定の範囲で給付水準が自動的に調整される仕組みとするのがよい」が48.5%と、回答者のほぼ半数を占めている。これに対して、「5年ごとの財政再計算の都度、少子化の進行等に応じて、あらかじめ保険料水準とともに給付の内容や水準の見直しを行うのがよい」は26.3%、「現行の給付水準を維持することを基本とし、5年ごとの財政再計算の都度、少子化の進行等に応じて、保険料水準の見直しを行うのがよい」は13.5%であった。

図 給付と負担の水準を見直す方法について

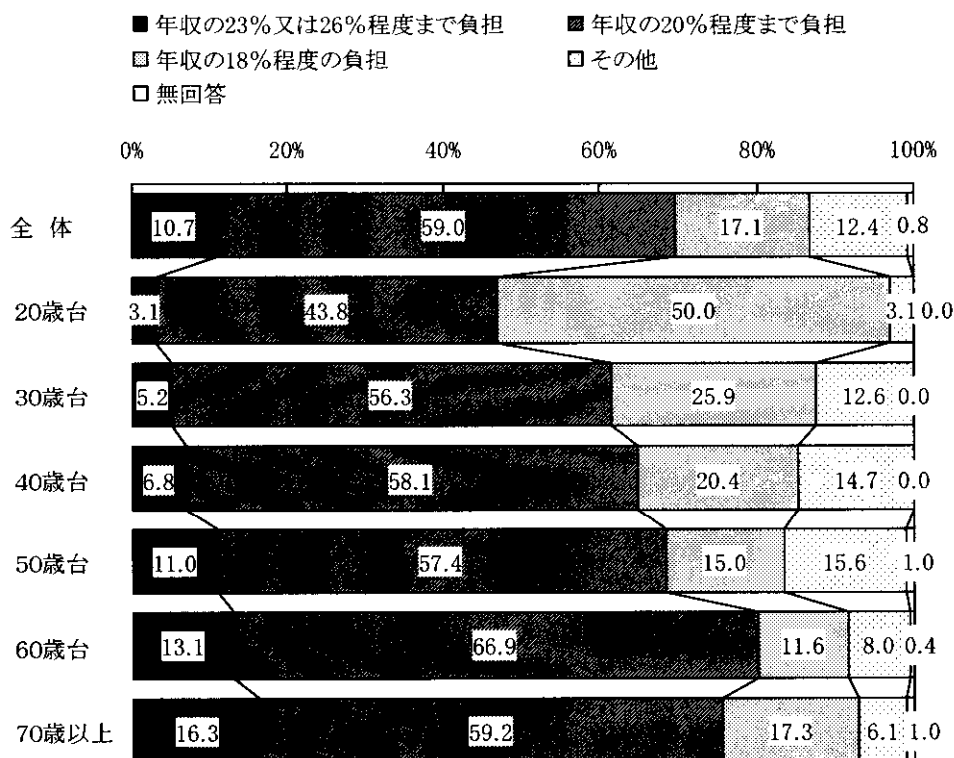


#### （2）厚生年金の最終的な負担の限界について（問3）

- ◇ 厚生年金の最終的な保険料負担の限界について尋ねたところ、およそ6割の人が「前回の改正で設定された、年収の20%程度の負担にとどめるのがよい」（59.0%）と回答しており、最も多くなっている。次いで、「前回の改正で設定された水準よりも低い18%程度の負担にとどめるのがよい」が17.1%となり、最も負担の大きい「年収の23%程度（国庫負担割合1/2の場合）又は26%程度（国庫負担割合1/3の場合）まで負担してよい」は10.7%となっている。

- ◇ 年齢別に、保険料負担の限界についての回答をみると、最も負担の大きい「年収の23%又は26%程度まで負担」とする意見は、高齢になるにつれて増加している。これに対して、最も負担の小さい「年収の18%程度の負担」とする意見は、若年ほど回答割合が多くなっている。

図 厚生年金の最終的な保険料負担の限界について（年齢別）



(3) 新規裁定年金の給付水準の調整方法について（問4）

◇ これから年金をもらい出す人の年金の給付水準の調整方法については、「高齢期を迎える者の生活に配慮しつつ、賃金等の上昇に伴う年金額の伸びをある程度抑えて、給付水準を緩やかに調整していく方法で行うのがよい」が 74.3%となり、「これから年金をもらい出す人の年金額が、現在高齢者が受給している年金額より少なくなったとしても、将来世代と同じ程度まで、給付水準を一気に調整するのがよい」の 12.9%を大きく上回る結果となっている。

(4) 新規裁定年金の給付水準の調整の速度について（問5）

◇ 問4で、これから年金をもらい出す人の年金の給付水準の調整方法について、「賃金上昇に伴う年金額の伸びを抑制し、給付水準を緩やかに調整していく方法」と回答した 74.3%の人に対して、給付水準の調整の速度について尋ねたところ、「労働力人口の実際の減少等に応じた調整では、2025年頃までは給付水準の調整が緩やかなので、それ以降の調整の速度が早まる見通しとなっていることを考慮して、前倒して給付水準を調整するのがよい」が 51.2%であるのに対して、「当初は比較的緩やかな調整となるが、少子化等の将来の見通しによらなくてよい方法により、労働力人口の減少等が現に生じ始めたとき、その実績に応じて給付水準を調整するのがよい」も 47.1%と、ほぼ拮抗した回答となっている。

(5) 給付水準の自動調整に限度を設けることの是非について (問6)

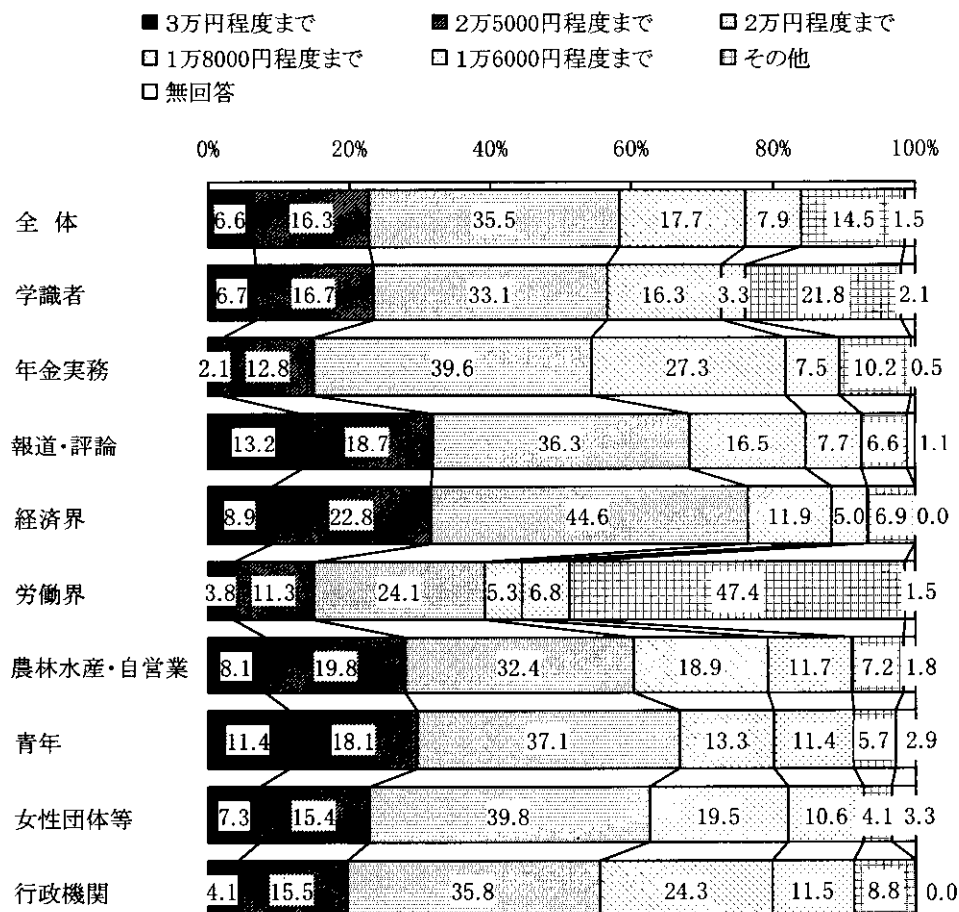
◇ 給付水準を自動的に調整する仕組みを年金制度に組み込む場合、調整に一定の限度を設けることについては、約8割が「設けた方がよい」(81.2%)としており、「設けなくてよい」(11.6%)を大きく上回っている。

(6) 国民年金の最終的な負担の水準について (問7)

◇ 国民年金の最終的な負担の水準については、「2万円程度まで」が35.5%で最も多く、次いで「1万8000円程度まで」(17.7%)、「2万5000円程度まで」(16.3%)の順となっている。また、最も大きい負担となる「3万円程度まで」は6.6%、反対に最も負担の小さい「1万6000円程度まで」は7.9%となっており、いずれも1割を下回っている。

◇ 有識者の分野別にみると、労働界を除いて「2万円程度まで」が最も多くなっており、特に経済界では44.6%と4割を超えて顕著となっている。また、全体では17.7%と2番目に多かった「1万8000円程度まで」は、年金実務(27.3%)、行政機関(24.3%)で多く、いずれも2割を超えている。最も負担の小さい「1万6000円程度まで」は、農林水産・自営業(11.7%)、青年(11.4%)、女性団体等(10.6%)、行政機関(11.5%)で1割を上回っている。反対に、最も負担の大きい「3万円程度まで」は、報道・評論(13.2%)や、青年(11.4%)で1割を上回っている。なお、労働界の半数近くは、「その他」(47.4%)と回答しており、具体的には、国民年金については社会保険方式から税方式への転換を提案する意見が多い。

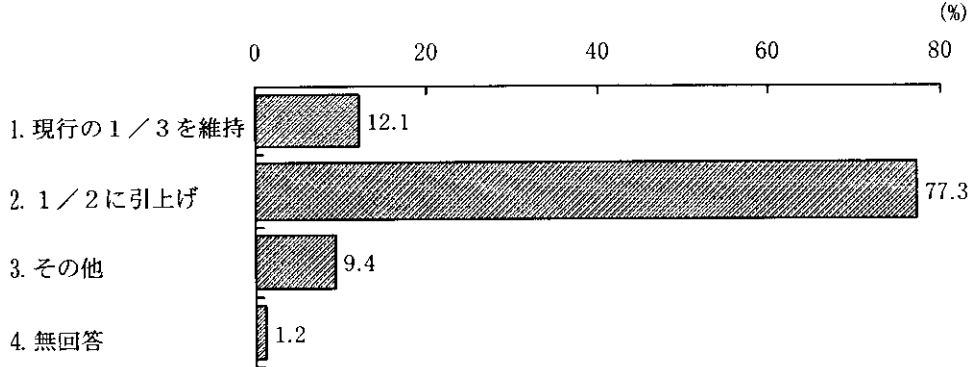
図 国民年金の最終的な負担の水準について (分野別)



(7) 基礎年金の国庫負担割合の引上げについて (問8)

◇ 基礎年金の国庫負担割合の引上げについては、4人に3人余りが「安定した財源を確保し、国庫負担割合を1/2に引上げるべき」(77.3%)としており、「現行の国庫負担割合(1/3)を維持するべき」(12.1%)を大きく上回る結果となっている。

図 基礎年金の国庫負担割合の引上げについて

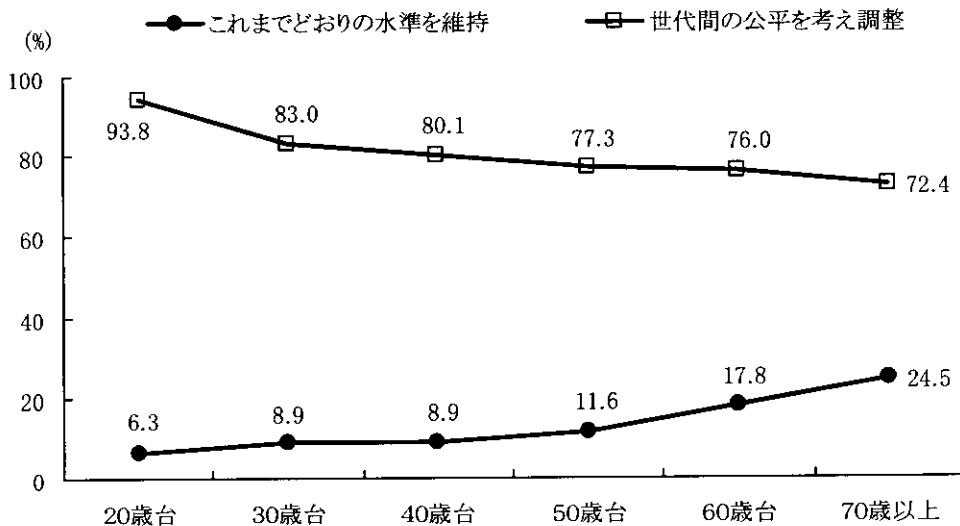


(8) 現在受給している年金の取扱いについて (問9)

◇ 現在の年金受給者の年金の取扱いについては、77.7%の人が「世代間の公平を考え、現在の年金受給者の年金については物価上昇分の全てを増額するのではなく、将来世代と同じように給付水準を調整していくべき」としており、「将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の調整を求めるとしても、現在の年金受給者の年金については、これまでどおり物価上昇分は全て増額し、給付水準を維持するべき」の13.3%を大きく上回っている。

◇ 現在の年金受給者の年金の取扱いについて、年齢別に回答を比較すると、高齢になるほど、「世代間の公平を考え、給付水準を調整していくべき」は減少し、反対に、「これまでどおりの給付水準を維持」が増加している。ただし、70歳以上でも、「世代間の公平を考え、給付水準を調整していくべき」は72.4%であり、「これまでどおりの給付水準を維持」の24.5%を大きく上回っている。

図 現在の年金受給者の年金の取扱いについて (年齢別)



(9) 現在受給している年金の調整方法について (問 10)

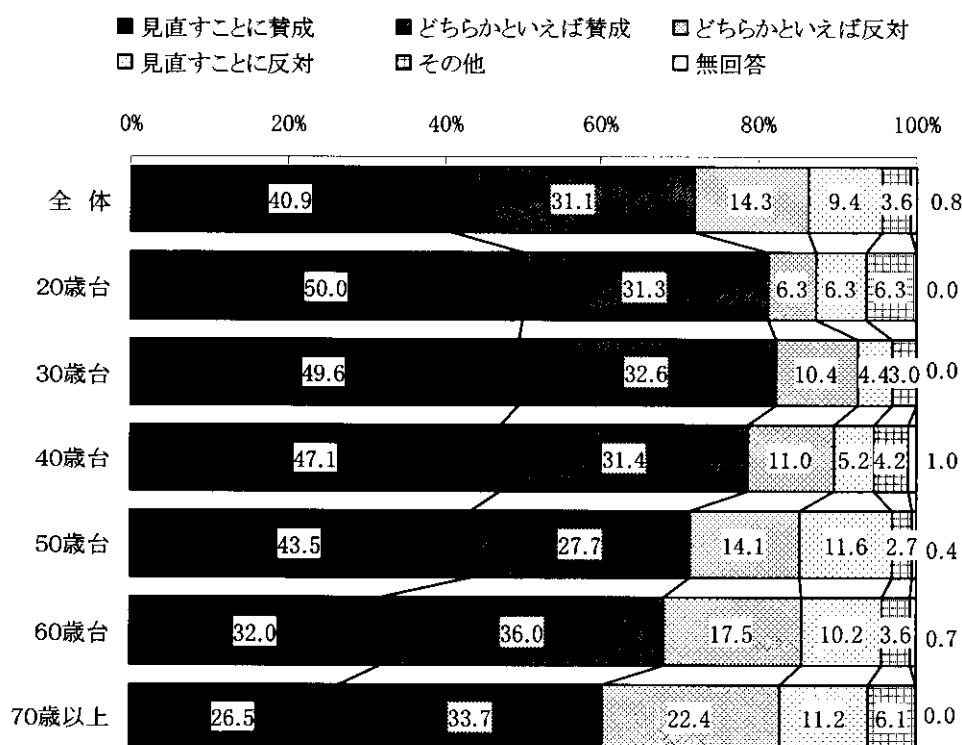
◇ 問9で、現在の年金受給者の年金の取扱いについて、「世代間の公平を考え、将来世代と同じように給付水準を調整していくべき」と回答した人に、給付水準の調整方法について尋ねたところ、最も多いのは「物価や賃金が下落する場合を除いて年金の額（名目額）は減らないようにしつつ、年金の増額を物価上昇分よりも低い割合にとどめることにより、徐々に水準を調整していくのがよい」の54.2%であった。また、「年金の額（名目額）も徐々に減らして、水準を調整していくのがよい」は33.6%、「将来世代が受給する年金と同様の水準となるよう、一気に水準を調整するのがよい」は9.5%という結果であった。

(10) 年金収入への課税の見直しについて (問 11)

◇ 年金収入に対する税制上の控除措置については、「見直すことに賛成」が40.9%、「見直すことにどちらかといえば賛成」が31.1%であり、7割程度が見直しに賛成している。これに対して、「見直すことに反対」は9.4%、「見直すことにどちらかといえば反対」は14.3%となっており、税制上の控除措置の見直しへの反対は2割強となっている。

◇ 年齢別に、年金収入に対する税制上の控除措置についての賛否をみると、高齢になるにつれて、賛成意見が減少し、反対意見が増加する傾向がみられる。30歳台までは「賛成」、「どちらかといえば賛成」という賛成意見は8割を上回っているが、70歳以上になると6割まで減少する。ただし、70歳以上でも、「反対」、「どちらかといえば反対」という見直しへの反対意見は3割強にとどまる。

図 年齢別にみた年金収入への課税の見直しについて





### 3. 少子化、女性の社会進出、就業形態の変化への対応について

#### (1) 育児期間への配慮措置の拡充の是非について（問 12）

◇ 公的年金制度における育児期間への配慮措置の拡充の是非について尋ねたところ、52.9%の人が「公的年金制度にとって、制度を支える次の世代の育成を支援することも重要な課題であり、子供を育てることが不利にならないよう、公的年金制度としても、育児期間への配慮措置を拡充すべき」と回答している。これに対して、41.8%の人は「公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されており、次世代育成支援はむしろ保育サービスの充実など、公的年金制度以外で考えていくべき」と回答している。

#### (2) 年金資金を活用した奨学金の是非について（問 13）

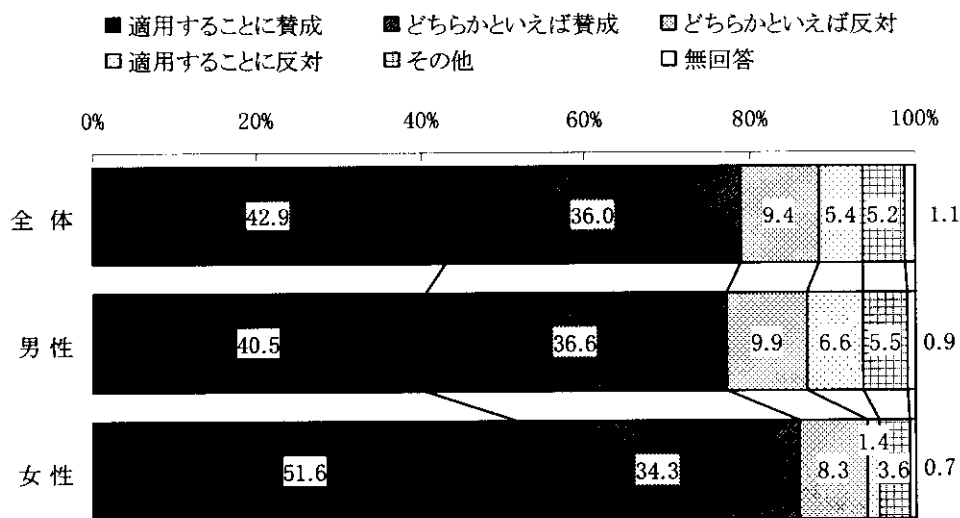
◇ 年金資金を活用した教育資金の貸付制度を創設することについては、50.0%の人が「若者が社会の「支え手」となることを支援し、また、若者が公的年金を身近に感じられるなどの利点があるので、積極的に取り組むべき」と回答しているのに対して、41.8%の人が「公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されているため、年金資金は給付に充てるべきであり、そのような取組は必要ない」と回答し、その差は大きくない。

#### (3) 短時間労働者への厚生年金の適用の是非について（問 14）

◇ 短時間労働者に厚生年金を適用していくことについて尋ねたところ、「賛成」（42.9%）、「どちらかといえば賛成」（36.0%）が合わせて 78.9%となり、8割近い人が賛成としている。これに対して、反対意見をもっている人は「どちらかといえば反対」（9.4%）、「反対」（5.4%）の合計 14.8%である。

◇ 男女別に比較してみると、短時間労働者に厚生年金を適用していくことに賛成とする人の割合は、男性よりも女性の方が多くなっている。男性は「賛成」「どちらかといえば賛成」合計で 77.1%であるのに対して、女性は 85.9%となっている。

図 短時間労働者への厚生年金の適用の是非について（男女別）

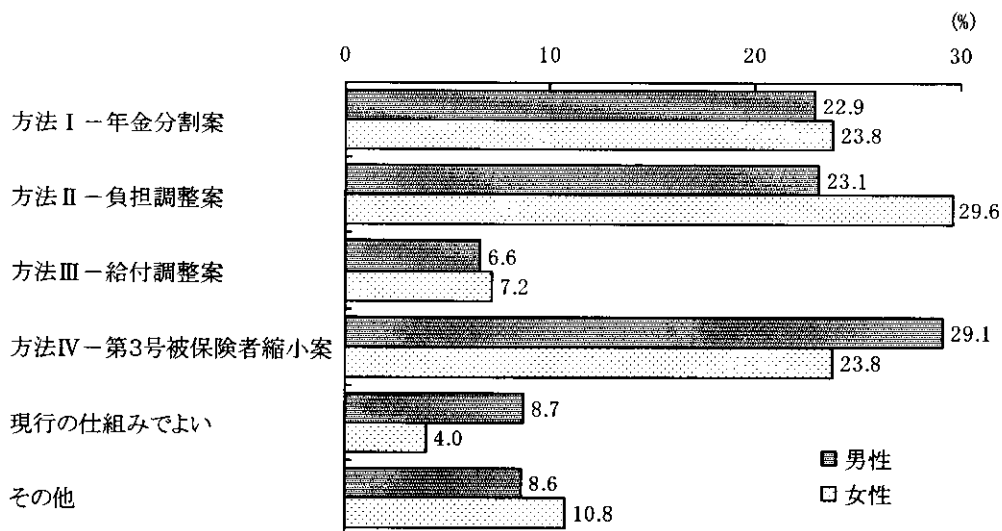


(4) 第3号被保険者制度の見直しについて (問 15)

◇ 第3号被保険者制度の見直しについては、最も回答が多いのは、「当面、現行の仕組みを維持しつつ、第3号被保険者であって短時間労働を行っている者に対する厚生年金の適用などにより、第3号被保険者制度の対象者を減らしていくのがよい (方法Ⅳ－第3号被保険者縮小案)」の27.8%であった。これに次いで、わずかの差で、「専業主婦等のいる夫から、専業主婦等の基礎年金の分について特別の負担を求める仕組みがよい (方法Ⅱ－負担調整案)」が24.3%、「世帯で見た保険料の負担は変えないが、夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、その保険料に応じて夫婦それぞれに年金を支給する仕組みがよい (方法Ⅰ－年金分割案)」が23.0%となっている。また、「専業主婦等の基礎年金の分については特別の負担を求めない代わりに、専業主婦等への基礎年金は減額する仕組みがよい (方法Ⅲ－給付調整案)」は6.8%にとどまり、「現行の仕組みでよい」も7.5%であった。「方法Ⅳ－第3号被保険者縮小案」が最も多いものの、「方法Ⅱ－負担調整案」「方法Ⅰ－年金分割案」も大きな差ではなく、第3号被保険者制度の見直しについては意見の分かれる結果となった。

◇ 第3号被保険者制度の見直しについて、男女別に回答を比較すると、回答傾向に差がみられる。男性は、「方法Ⅳ－第3号被保険者縮小案」が29.1%で最も多く、次いで「方法Ⅱ－負担調整案」が23.1%、「方法Ⅰ－年金分割案」が22.9%と続いている。これに対して、女性は、「方法Ⅱ－負担調整案」が29.6%で最も多く、次いで「方法Ⅳ－第3号被保険者縮小案」「方法Ⅰ－年金分割案」がともに23.8%と続いている。

図 第三号被保険者制度の見直しについて (男女別)



4. 年金制度の体系について (問 16)

◇ 望ましい年金制度の体系について記述による回答を求めたところ、年金制度の体系に関する記述は541件あった。内容によって大まかに整理すると、「現行の体系を維持するべきとする意見」が271件と最も多く、次いで「基礎年金を税方式化するべきとする意見」139件、「一本の社会保険方式による所得比例年金にするべきとする意見」61件、「公的年金は、定額年金のみとするべきとする意見」39件となった。また、これらに当てはまらない意見は69件であった。